

平成27年度当初予算編成方針

1 日本経済の状況と国の動向

内閣府が公表した9月の月例経済報告によると、「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とし、先行きについては「当面、一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。」とされている。

国政では、平成27年度予算の概算要求基本方針において、中期財政計画に沿って、平成26年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化に向けた目標の双方達成を目指し、メリハリのついた予算とするため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしている。

具体的には、年金・医療等の自然増への対応、地方交付税交付金等の中期財政計画との整合性の確保、義務的経費の抜本的な見直しのもとで抑制、東日本大震災の復興対応、裁量的経費は100分の90（要望基礎額）の範囲内で圧縮を図り、その一方で、予算の重点化を進めるために、「骨太の方針2014」及び『日本再興戦略』改訂2014」等を踏まえた地方の創生と人口減少の克服に向けた取組を含んだ諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、これらに該当する経費については、上記要望基礎額の100分の30の範囲内での上乗せを進めることとしている。

また、税制抜本改革法に基づく消費税率の2段階引き上げ（税率10%）については、附則第18条に定める、いわゆる景気条項に則って判断することとしており、年金、医療、介護及び子育ての社会保障4経費の更なる充実などは、予算編成過程において検討し、判断されることから、今後の国政の動向については、常にアンテナを高くし、注視していく必要がある。

2 地方財政の見通し

平成27年度の地方財政に関しては、地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化に向け、地方の一般財源総額について、平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準の確保をするとされ、概算要求額は、前年度予算額とほぼ同じ16.9兆円となっている。

新たな行政課題として、公共施設等総合管理計画の策定、ICTを活用した地

方公会計の整備等のほか、わが国の喫緊の課題である地方の創生と人口の減少の克服についても地方団体が自主的・主体的に取り組むことが期待されている。

3 本市の財政状況及び中期財政計画

合併から10年間の普通交付税の合併特例措置は今年度で終了し、平成27年度から普通交付税の段階的な縮小が始まり、平成32年度には特例措置が全てなくなる。現在、国において、普通交付税の算定方法の見直しが進められているものの、普通交付税が大幅に減少することは変わりなく、財政運営を取り巻く環境は依然として厳しい状況となっている。

平成25年度決算の主な財政指標についても、実質公債費比率や将来負担比率、基金現在高比率等は健全な状態にあるものの、財政構造の弾力性の程度を示す経常収支比率は91.1%と前年度を1.5ポイント上回り、今後も上昇するものと見込まれる。

歳入のなかで根幹をなす市税は、固定資産税の増により前年度と比較して17,849千円の増（対前年度比0.4%増）となった。

また、地方交付税は、基準財政需要額の減、また特別な財政需要の減などにより57,454千円の減（対前年度比0.6%減）となった。

歳出においては、人件費が特別負担金の減により146,346千円（対前年度比3.3%減）の減となったものの、扶助費、公債費、物件費ともに増であり、今後も年々増加するものと見込まれる。

また、平成26年度の普通交付税については、単位費用の改正による影響により基準財政需要額が大きく減少したこと及び基準財政収入額の微増により、対前年度213,332千円減の8,185,055千円となった。

今年度の中期財政計画は、基本的に昨年度の考え方を踏襲したが、市民会館建設事業、給食センター建設事業及び安来庁舎建設事業については事業費の精査が必要であり、12月議会までに最終調整を行うこととした。

現時点において、平成27年度には大型事業の集中により290億円台の予算規模となり、実質収支においても平成28年度以降は財源不足が生じるため、以降は基金を取り崩して財政運営をしなければならない状況である。

財源不足の最大の要因は、普通交付税の合併算定替の段階的廃止であり、特例措置のなくなる平成32年度の最終的な影響額は12.1億円（臨時財政対策債を含む。）と見込んでいる。

今後、引き続き行財政改革に取り組んでいく必要がある。

4 予算編成の基本的な考え方

平成27年度の当初予算編成については、今年度策定した中期財政計画に基づき所要の経費を措置することとし、事業の目的や効果の明確な事業を最優先に予算措置する。特に、人口対策事業、市民会館建設事業、給食センター建設事業、安来庁舎建設事業については重点事業として取り組むこととする。

また、行政改革の徹底を図り、身の丈に合った健全な財政運営とするため、創意工夫を持って取り組むこととする。については、一般財源の減少が見込まれる中で、歳入に見合った歳出が予算の基本であるということを再認識し、重点施策に重点的に予算配分する一方で、その他従来から行ってきた事業については抑制していかなければならない。従来 of 計上方法にとらわれず、ゼロベースで見直しを行い、これまでも増して事業の整理、統合等を含めた厳しい選択を行っていく。

1. 人口対策事業への取組

国の「人口減少克服・地方創生」という構造的課題の解決に取り組む「まち・ひと・しごと創生本部」や島根県が設置した「人口対策本部」の動向を踏まえ、本市の「人口対策本部会議」が打ち出した次の4つの基本戦略に基づき、別に定める地方創生と人口減少を克服するための「人口対策事業」として整理し、反映させること。

《4つの基本戦略》

「雇用」、「住居」、「育児」、「教育」、「生きがい」の「人口対策」に直結する5分野を包括する主要テーマとして、次の4つの戦略（柱）を選定し、各戦略に合致する事業を、具体的かつ効果的に実行する。

- (1) 女性に魅力あるまち戦略～若者に魅力ある施策の実現を通じ、若年女性の定住増加を目指す。
- (2) 目指せ出生率アップ！戦略～未婚化・晩婚化対策を含め、少子化対策を推進することで、合計特殊出生率の改善を目指す。
- (3) 住みたいまちなか戦略～市街地活性化の一環として、「まちなか」への人口誘導を推進する。
- (4) 中山間地域元いきいき戦略～中山間地域の活性化を通じ、中山間地域での人口定住を推進する。

2. 市民会館・給食センター・安来庁舎建設事業の着実な推進

市民会館建設事業、給食センター建設事業、安来庁舎建設事業については最重点事業として取り組み、円滑な事業の実施、推進を図るとともに、それ

それぞれの進捗状況について、適宜、広報・ホームページなどを利用し、市民周知を図る。

3. 事業の選択と重点施策への取組

財政運営が厳しさを増す中、多様化する市民ニーズを的確に把握し、事業の成果や優先順位を検証し、類似事業の統合、必要性や効果の低い事業の廃止などの見直しを図り、優先度の高い事業を選択すること。

中期財政計画に盛り込まれている事業であっても、事業内容の目的や効果を再度検証すること。

4. 行財政改革の着実な推進

普通交付税の合併算定替の特例の段階的廃止が始まることから、職員一人ひとりがコスト意識を持ちながら、事務事業の合理化・効率化、公共施設マネジメントにより市有施設の総量削減などを進め、維持管理費の削減を図り、行政コスト、経常経費についてさらなる圧縮を図り、ひいては市民サービスの質的向上を目指す。

また、平成27年度から始まる第3次行政改革大綱、同実施計画で位置づける取組を確実に実施することで歳出の適正化、将来負担の軽減に繋げる。

なかでも、市の保有する公共施設は老朽化による維持管理コストの増加、利用者の減少、耐震強度の不足など様々な問題を抱えていることから、施設の統廃合等を含め、総量の見直しを含め、安来市が将来にわたって最適な公共施設の維持管理、運営を行うため、公共施設等のあり方について検討を行う。

また、多様な研修機会の確保などに努め、職員の資質の向上を図るとともに、時代の要請、社会構造の変化に対応できる組織機構の見直しを図る。

5. 歳入確保の取組みと新たな財源の確保

本市の歳入の根幹をなす市税については、課税客体の的確な補足に努めるとともに、財源確保はもちろん、税の公平性の観点から収納率の向上に向け一層取り組みを強化すること。また、市有財産の有効活用や有料広告の拡充を図るなど創意工夫を行い、新たな財源の創出に努めること。

また、使用料等は、その利用者と非利用者との負担の公平性については、利用者の応分の負担によってはじめて非利用者との負担の公平性が確保されることから、受益者負担の適正化についても精査すること。